



漁業者による磯焼け対策

写真 左上：藻場に集まる稚魚 右上：磯焼け海域
左下：ウニによる食害 右下：漁業者によるウニ除去

CONTENTS

平成20年度磯焼け対策全国協議会の結果について	2
漁港漁場整備部整備課	
21年漁期の漁獲可能量 (TAC) 及び 漁獲努力可能量 (TAE) の設定等について	4
資源管理部管理課資源管理推進室	
みなみまぐろ保存委員会第15回年次会合の結果について	5
資源管理部国際課	
日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について	6
資源管理部管理課指導監督室	
回遊魚	7
増殖推進部参事官 飯田 貴次	
平成20年11月分のプレスリリース	8

平成20年度磯焼け対策全国協議会の結果について

漁港漁場整備部整備課

1. はじめに

水産庁は、10月14日から15日、農林水産省講堂にて、藻場の保全活動推進に向けた「平成20年度磯焼け対策全国協議会」を開催しました。本協議会は、水産庁、水産総合研究センター、都道府県（水産試験場）等が構成メンバーであり、藻場の保全活動推進に向けた水産庁の施策・事業等、また、各地で検討・実施されている調査研究、対策事業等について情報交換を行い、今後望ましい磯焼け対策や藻場の保全活動に向けた重要な施策課題について議論を行う目的で年一回開催しているものです。

今年は、協議会メンバー、話題提供者が約150名、オブザーバーが約100名参加しました。以下、都道府県、水研センター等から報告された藻場の保全・再生に向けた調査・取組や話題提供、今後の課題等について、協議会での議論の概要を報告します。

2. 協議会の主旨

近年、水産資源が低迷する中、藻場（・干潟）が有する漁業生産、水質浄化、生物多様性等の公益的機能の維持・回復への要請が高まり、全国各地において藻場の保全・創造に向けた取組が行われています。特に従来からの県、市町村等による藻場造成事業等とあわせて、漁業者や地域住民を中心とした地元関係者による保全活動に向けた組織的な取組や体制づくりの強化も進んでいます。

各地の海域環境によってさまざまな複合的要因によって生じる磯焼けは、海藻の生産力と植食動物の摂食量のバランスを回復するための対策が必要であり、そのための調査や具体的対策の実施においては、行政、研究機関、漁業者、市民等による連携を図ることが重要です。本協議会の主旨はここにあり、国、県、地域の取組や知見の情報交換を通じて、地域の実情に相応した効果的な磯焼け対策や藻場保全に向けた取組の推進を目指して毎年開催しています。

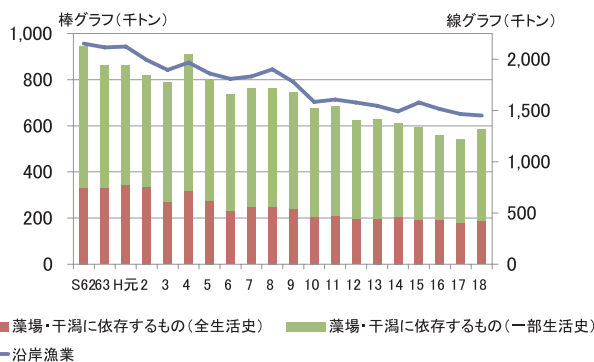


図1 藻場・干潟、沿岸漁業の生産量

3. 結果の概要

(1) 19年度協議会の議論を受けて

19年度協議会では、「試験的な規模から事業的な規模へ」の積極的な展開に向けて、順応的管理による持続的な取組のためには、「特に藻場のモニタリングがまず重要である」と議論され

ました。今年度協議会までの間に、20年3月には、「藻場を見守り育てる知恵と技術」と題したシンポジウムを東京海洋大で、また、20年6月には、都道府県の水産試験場や行政担当者を対象にした「磯焼け対策実習」を東京海洋大学館山ステーションで開催しました。これらを通じて、藻場のモニタリングの重要性、具体的課題等について、共通認識として理解が深まってきたと考えています。

(2) 11道府県からの報告

本年度は、協議会メンバーの取組紹介として、11道府県から報告がありました。

神奈川県、宮崎県、和歌山県、大分県、長崎県の5県からは、地球規模の環境変動等を踏まえた魚類による食害対策に向けてヒントとなる新たな調査結果等が報告されました。これまで、ウニ対策に比べ、魚類対策については現場で適用可能な技術の知見が不足していますが、今回、これまでの研究成果もあり、現場で部分的に実証された技術等について議論が深まってきました。具体的には、魚の食害を受けにくい環境の藻場を核藻場として影響を緩和する可能性、ウニと魚の両方の食害がある中でウニを除去すれば食害にあっても翌年藻場が再生・回復する可能性等について報告されました。

このほか、鳥取県からは、公共事業と連携したアラム移植事業の取組状況について、移植地区周辺に再生した株や幼体の分布が確認され着実な成果が見えつつあること、一方で、移植作業に必要なボンベ潜水の技術を持つ漁業者等が限られており、今後の継続のためには、移植技術の効率化や潜水作業員の確保等が課題であること等が報告されました。

また、北海道、青森県、岩手県からは、磯焼け海域における磯根資源（アワビ、コンブ、ワカメ）の漁場回復の試みが報告されました。具体的には、ウニ食害の除去と防御、餌料海藻群落の造成維持機構の検討について調査が進んでいます。これらの地域では、現時点では、やはり藻場回復にはウニ除去が最も効果的な手法であると考えられますが、実践面では、除去コスト削減や事業化に向けたB/Cの確保、また除去したウニの移植や有効活用、漁港施設や泊地を利用した増殖機能の検討

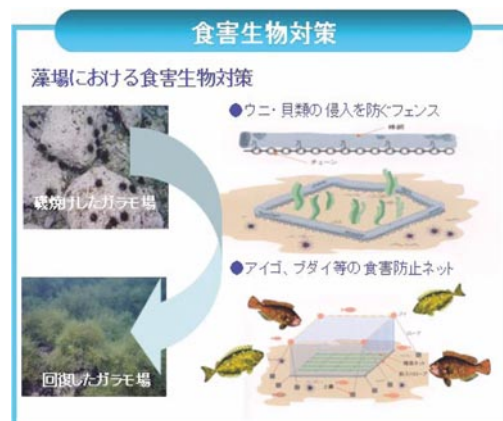


図2 藻場における食害生物対策

等が課題として技術改善に取り組まれています。

さらに、香川県と京都府からは、藻場の長期モニタリングと磯焼け継続要因に関する知見について、具体的には、ガラモ場の成熟期、生長、寿命、稚魚の蟻集状況等の長期モニタリング手法等が報告されました。

いずれの報告においても数年から数十年の調査、研究等に基づく貴重な知見の集積であり、参加メンバーの他県からも質疑応答や意見交換が図られました。

(3) 3課題の話題提供・情報交換

磯焼け対策関連の課題・情報交換として3つの課題について話題提供があり、意見交換が行われました。

テーマ1：「植食性魚類対策」

南西日本沿岸で磯焼けを引き起こすと問題視されているアイゴ、イスズミ類、ブダイ等の植食性魚類の摂食生態や行動特性、生息域にかかる知見が紹介されました。また、これらの植食性魚類の利用促進についても話題提供がありました。例えばアイゴの流通や加工の事例紹介として、直売店に刺身（切身）で出荷したり、食習慣のある他地域への流通を開拓したり、魚食普及・食育も含めたさまざまな工夫や取組に関心が集まりました。

テーマ2：「環境・生態系保全活動」

藻場・干潟の面積減少と機能低下、これらを生息場所等とする水産動植物の漁獲量と沿岸漁業の生産量の推移にかかる現状と将来予測に基づき、藻場保全の必要性について議論されました。とくに漁業生産、水質浄化、生物多様性の維持等、藻場の公益的機能の重要性に鑑み、この国民共有の財産を国、地方公共団体、漁業者、地域住民、都市住民等がそれぞれの役割に応じて保全に努めるため仕組みや各地の取組事例について活発な意見交換が行われました。



漁業者の磯焼け講習会

テーマ3：「海洋環境変動」

近年、地球温暖化に伴う高水温や海流変動等、我が国沿岸の環境の変化が藻場の消失に影響している可能性等が指摘、報告されていることから、これら海洋環境変動を一つのテーマとして取り上げました。

黒潮の流型とその変動の特徴及び本州南岸の沿岸域の水温変化とその予測可能性についての話題提供では、水温の変化が藻場の生育環境や構成種に与える影響や植食性魚類の分布域の拡大の懸念が指摘され、すでに部分的海域ではこれらの影響が確認されている地域の報告もありました。また、沿岸沖合の流動、水温、栄養塩等と藻場の関係についての知見として、沿岸の流

動・一次生産モデルによる沿岸環境動態の把握とその適用例、また砂利が岩礁地帯に移動し海藻やアワビ等が消失する例に対して、砂礫移動モデルを用いた砂利の移動特性の把握とその対策について話題提供がありました。

その他、藻場の生育制限要因となる浮泥の堆積については、まだ報告や検証があまり多くはありませんが、これに関して水深や光遮蔽等の影響を加味して浮泥堆積によるガラモの一次生産の損失評価とその対策について報告がありました。

いずれも最新の情報・研究の知見にかかる話題提供であり、協議会メンバーはじめ参加者の方々が現在行っている取組の参考になったと思います。

(4) 各地の現場から

青森県佐井村漁協の田中組合長さんから「ウニの移植で磯焼け時代を生き抜くーみんなで活かす未利用資源ー」と題して、磯焼け場のウニの移植により身入りの悪いウニの商品化に成功した取組紹介がありました。ウニ移植、加工、さらにPR事業を、漁協主体で地域一丸で行う持続的な取組が参加者に大きな反響を呼びました。他地域の参加者にとって非常に参考になったと思います。

また、水産庁が委託事業で技術的サポートを実施している十数地区の中から大分県名護屋地区、長崎県大瀬戸地区の事例の報告がありました。いずれの地区でも、ウニフェンス、流れ藻キャッチャー、スポアバッグ等、漁業者自身が自ら取り組める効率的な技術を用いて藻場回復の効果が着実に出ていていることが報告されています。また、ウニ吸引ポンプ等新たなウニ除去の技術開発についても大きな関心が寄せられました。

4. まとめ

本協議会は、事業・予算スキーム等の関係で体制は変わりつつも今年で5年目を迎えました。協議会メンバーを中心にオブザーバー参加者数も年々増え、水産庁主催で藻場造成・磯焼け対策に取り組む行政・研究機関・民間企業等が年1回集まり情報交換を図る場として定着・普及してきています。

藻場保全の重要性や社会的要請の高まり等を背景に、県水試、研究所等の地道な知見の積み重ねが「現場・地域から全国へ」集まり、各地の事例の報告、検証等を通じて、「全国から地域・現場へ」またフィードバックされ、持続的な取組の成果が各地で少しずつ実を結びはじめました。今後も、本協議会はその一役を担う有意義な場として、地域と連携、工夫を図りながら進めていきたいと考えています。



漁業者による海藻の移植

21年漁期の漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）の設定等について

資源管理部管理課資源管理推進室

TAC及びTAEの設定は、当該水産資源の動向と他の資源との関係等を基礎とし、漁業経営その他の事情を勘案し、水産政策審議会の意見を聴いて定めることとなっている。また、TAC設定については、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」中に定めた中期的管理方針（平成19年から5年間程度）に則して行うこととされている。

I 11月14日に開催された水産政策審議会に諮問・答申された、平成21年のTACとTAE設定の概要は以下のとおり。

1. 21年TACの設定

(1) 21年TAC設定のポイントは以下のとおり。

- ① TACの設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにする。（なお、ABCについては、資源管理の目標や期間の設定によりその値が異なることから、今年度より、各設定条件に応じた管理シナリオの下で複数のABCが算定されている。）
- ② まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、これまで、魚群の分布状況等に応じて追加配分するための調整枠の設定を行ってきたが、21年漁期からは調整枠を設定せず、漁場形成の状況に応じ、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が当初の漁獲可能量の数量以内になるようにすることを目安に、割当の追加配分を行うこととする。この追加配分についてのルールを別途検討する。
- ③ 資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえ、漁期開始後、漁海況の見通しが直近の資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定することとする。従来の対応を踏まえつつ、そのルールについて別途検討する。
- ④ 主たる生息水域が外国水域にある資源（すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びすわいがにオホーツク海系群）については、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する。

(2) 平成21年の魚種別のTAC

21年漁期より、管理期間の開始時期に合わせてTAC設定を年数回行うこととしており、今回は1月より管理期間が始まるさんま、まあじ、まいわし及びするめいかについてTACの設定を行った。

【さんま】（管理期間 1月～12月）

資源は高位で横ばい傾向にある。

中期的管理方針では、「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定する」こととしている。

TACの設定は、需給等に関する条件が20年TAC設定時の状況から変化するかどうか現時点で明らかでないことから、20年漁期と同量の45万5千トンとし、1月以降、20年漁期の漁獲状況や需給動向等を踏まえつつ関係者で議論を行い、必要に応じて漁期前にTAC数量を見直すとともに、関係漁業等への配分を行う。

【すけとうだら】（管理期間 4月～3月）

管理期間に合わせ、21年2月頃設定する予定。

【まあじ】（管理期間 1月～12月）

太平洋系群、対馬暖流系群ともに資源動向は中位で減少傾向にある。

中期的管理方針では、「太平洋系群については、資源水準の維持、対馬暖流系群についてはまたがり資源であることから、資源の維持もしくは増大することを基本に我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行う」こととしている。

TACの設定は、両系群とも親魚量を維持する資源評価計算のシナリオ（以下「シナリオ」という。）のABCをベースとし、TACを20万トンに設定するとともに、関係漁業等への配分を行った。

【まいわし】（管理期間 1月～12月）

太平洋系群、対馬暖流系群ともに資源動向は低位で増加傾向にある。

中期的管理方針では、「太平洋系群については資源水準の維持を、対馬暖流系群についてはまたがり資源であり資源の維持若しくは増大を基本に我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行う」こととしている。

TACの設定は、太平洋系群については、親魚量を維持するシナリオのABCを、対馬暖流系群については、ABCの算定は行っていないが、親魚量を維持するシナリオの参考値をベースとし、TACを5万2千トンに設定するとともに関係漁業等への配分を行った。

【まさば及びごまさば】（管理期間 7月～6月）

管理期間に合わせ、21年5月頃設定する予定。

【するめいか】（管理期間 1月～12月）

冬季発生系群の資源動向は中位で横ばい、秋季発生系群については高位で横ばい傾向にある。

中期的管理方針では、「資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を

また、音響カメラに関する独自の調査として、独立行政法人水産総合研究センター五島栽培漁業センターにおいて、ブリを用いた実験を行いました。これは、ブリ飼育用の生け簀2つを、網で作成した通路で連結し、そこを通過するブリを音響カメラで撮影して、体長を測定するものです（図2参照）。この結果についてもCCSBT科学委員会において、水産工学研究所の研究者が発表を行いました。

(2) 蓄養ミナミマグロの輸入データの解析

2007年より、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき、蓄養ミナミマグロを輸入している業者から、蓄養ミナミマグロの個体毎の体重及び体長データが農林水産省へ報告されています。当該データを解析し、豪州が報告している漁獲量よりも多くのミナミマグロを豪州巻き網漁業者が漁獲している可能性があるとの報告を、2008年の科学委員会で行いました。科学委員会では、豪州以外の出席者から日本の報告に対する支持が表明されました。

このように、我が国から積極的に働きかけを行った結果、豪州蓄養事業における漁獲管理の検証作業に一定の進展が見られました。

2. 漁獲証明制度

漁獲証明制度は、漁獲量のモニタリング及び違法漁獲物の流通を防止するために、漁獲から水揚げ、貿易を書類及びタグを用いてモニターする制度で、2010年1月1日よりミナミマグロを対象に実施することが合意されました。同様の制度が、既に大西洋クロマグロ及びメロに導入されていますが、今回導

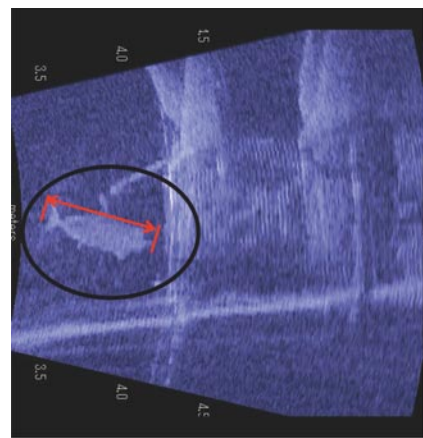
入された制度では、水揚げされたミナミマグロ一匹一匹について、体長・体重を測定すること及びタグの装着が義務化され、今後、ミナミマグロの資源管理及び資源評価の改善が期待されています。

3. その他

(1) 2009年の漁獲枠については、2006年に合意した3年間（2007-2009年。日本については2007-2011年の5年間）の割当量が確認されました（我が国：3,000t、豪州：5,265t、韓国：1,000t、インドネシア：750t、NZ：420t、台湾：1,000t等）。

(2) 次回年次会合については、平成21年10月18-23日に釜山（韓国）において開催されることになりました。

図2 音響カメラによるブリの体長測定



日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について

資源管理部管理課指導監督室

1 はじめに

水産庁としては、本年11月から来年5月まで「日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締」の実施しておりますので、その概要についてご説明いたします。



漁業取締船白嶺丸

2 重点取締実施の背景

(1) 近年、日韓漁業協定に基づき「旗国主義」が適用される日本海の暫定水域を隠れ蓑として、我が国排他的経済水域における漁業許可を持たない漁業種類（パイ籠、刺し網、カニ籠など）の韓国漁船が暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域（特に、隠岐北方海域及び浜田沖海域）に密漁漁具を敷設するケースが多発しています。

(2) これらの韓国漁船は、水産庁の漁業取締船などからの摘発を逃れるため、浮標を付けずに漁具を敷設したり、レーダースタブを高く改造することにより、漁業取締船などの接近をいち早く察知し、暫定水域や韓国の排他的経済水域へ逃走するなど、違反の態様も巧妙化しています。

(3) 特に、ズワイガニねらいの操業が活発化する11月～5月にかけては、刺し網による密漁が多くなり、多量のズワイガニが違法に漁獲されるだけでなく、我が国沖合底びき漁船が操業する際に韓国漁船の密漁漁具が絡み操業ができなくなるなどの被害も発生しています。

(4) さらに、隠岐北方及び浜田沖の海域では、使用済みで海中投棄された、または密漁漁具として敷設されたものの回収できないまま放置された韓国漁船による廃棄漁具も多く発見されており、山陰沖海域における水産資源の適切な保存・管理を脅かしている状況にあります。

3 重点取締の目的及び実施体制

このような状況を踏まえ、水産庁としては、一昨年、昨年に引き続き、本年11月から来年5月までを重点取締期間と位置づけ、以下のとおり漁業取締船及び航空機を重点的に密漁漁具押収多発海域（図を参照）へ配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締りを強化することとしています。

また、本海域における漁業取締の重要性に鑑み、来年4月より水産庁所属官船である漁業取締船「白嶺丸（はくれいまる）」（499トン）の定係港を東京港から鳥取県境港に変更し、更なる取締体制強化を図ることとしております。

(1) 重点取締の目的

- ①密漁漁具敷設の多発する海域に取締船を集中的に配備することにより、密漁漁具の設置を未然に防止する。
- ②密漁漁具敷設の多発する海域において積極的にサデ曳き（※）を行い、密漁漁具の発見に努め、これを押収する。
- ③取締航空機を活用し、また、海上保安庁と連携して密漁現場の確認に努め、密漁漁船を拿捕する。

(2) 重点取締の実施体制

11月～12月：漁業取締船を最大隻数12隻配備

：航空機による取締りを実施

1月～5月：検討中（隻数等は11月～12月期の状況等をみて判断）

※サデ曳きとは、ロープの先端にスバル（鉤爪状の錘）を取り付け、海底を這うように曳航することにより、浮標が付いていないために海上からは設置の有無が確認できない海底敷設漁具（底刺し網、パイ籠、カニ籠、アナゴ筒など）を引っ掛けることです。

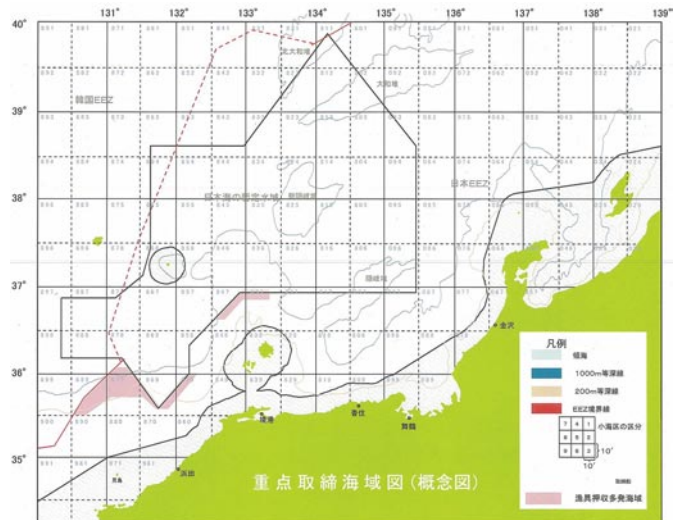
4 おわりに

水産庁としては、重点取締の実施により、日本海の暫定水域周辺の我が国排他的経済水域における韓国漁船による違法操業を撲滅し、山陰沖海域におけるズワイガニ等の水産資源の適切

な保存及び管理並びに我が国漁業者の安定的な操業が実現することを目指しています。

《参考》暫定水域

暫定水域とは、我が国と韓国との間で定められた「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」（日韓漁業協定）において、両国の排他的経済水域の境界画定には時間がかかること等の理由により定められた水域であり、両国が協議を通じ、海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置をそれぞれの国民及び漁船に対してとることとされており、日本海及び東シナ海にそれぞれ設置されています。



回遊魚

ウナギ雑感

「漁政の窓」43号でも紹介されたが、今年、成熟ウナギの海洋での捕獲に世界で初めて成功した。この成果が、現在（独）水産総合研究センターを中心に実施されているウナギ種苗生産技術の開発に提供する情報の価値は計り知れない。

「ウナギ」には私なりの思い入れがある。ウナギを研究材料とし博士論文を書くことができた。しかし、専門が魚病であることから、研究の過程ではいろいろな病原細菌を感染させたり血液を抜いたりとかかなりの数のウナギを殺してきた。ウナギに感謝しなければならないが、逆にウナギからは怨まれていることだろう。そのためか、子供の頃ウナギの蒲焼は大好きだったのに（といても、ウナギは高価なもので一年に何度も食べられるものではなかったが）、今ではなんだか食指が動かないものになってしまった。実験に使う魚は自分で飼育するもので、私も数年に亘ってシラスウナギから育てていた。シラスウナギの漁獲量は年によって大きく変動することから、その値段も年によって異なる。さらに1シーズンのうちでも時期によって大きく変わる。私がウナギを育てていた頃でも、シラスウナギ漁が解禁される12月には時として1kg（5,000～6,000尾）が100万円を超えることがあり、そんな値段では買えるわけもないし、研究用には売ってもくれない。しかし、3月頃になるとシラスウナギが余り、その値段も数万円にまで落ちることがあるため、気軽に買うことができた。ウナギといえば「土用丑の日」。「本日土用丑の日」はご案内のように平賀源内作のウナギ販売促進キャッチコピーだが、その「土用丑の日」に間に合わせるためなるべく早く養殖を始めたいというわけで、養殖業者はシラスウナギを競って買いに走る。当然12月のシラスウナギの値段は高くなる。3月では「土用丑の日」に間に合わない。最近ではスーパーに一年中ウナギの蒲焼が売られてはいるが、やはり「土用丑の日」にはかなりのスペースを割いて蒲焼が並べられる。「土用丑の日」はウナギ販売促進には大成功のキャッチコピーだが、あまりにも成功すぎた感もある。季節を問わずコンスタントにウナギが売れば、12月のシラスウナギの値段も安定するのだろうが、今更「土用丑の日」をやめるわけにもいかない。養殖業者が必要な時に過不足なくシラスウナギを供給できれば問題ないわけで、答えは必然的に出てくる。まだまだ時間はかかるだろうが、天然に頼ることなく種苗生産されたシラスウナギだけで日本人の胃袋を満足させる日が来るのを待ちたい。



増殖推進部参事官
飯田 貴次

発表年月日	発表事項名	担当課
H20.11.4	日ロ漁業取締専門家会議の結果について	国際課
H20.11.6	第22回日ロ漁業専門家・科学者会議の開催について	漁場資源課
H20.11.7	日韓漁業取締実務者協議の結果について	管理課
H20.11.7	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 第27回年次会合の結果について	国際課
H20.11.8	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 特別会合の結果について	国際課
H20.11.10	水産政策審議会第17回漁港漁場整備分科会の開催について	計画課
H20.11.11	水産政策審議会第40回資源管理分科会の開催について	漁政課
H20.11.11	水産庁漁業調査船開洋丸によるサンマ冬季分布調査について	漁場資源課
H20.11.11	水産庁漁業調査船照洋丸によるビンナガ産卵親魚調査の実施について	漁場資源課
H20.11.11	日・パプアニューギニア漁業協議の結果について	国際課
H20.11.11	第11回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の開催について	国際課
H20.11.12	直轄漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）の第1号工事の完了について	整備課
H20.11.12	水産政策審議会第17回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
H20.11.14	大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第16回特別会合(年次会合)の開催について	国際課
H20.11.14	北太平洋朔河性魚類委員会 (NPAFC) 第16回年次会議の開催について	国際課
H20.11.17	水産政策審議会第24回企画部会の開催について	企画課
H20.11.17	第11回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の結果について	国際課
H20.11.18	「まさば太平洋系群」に係る資源回復計画の実施を通じた卓越年級群の発生に関する情報について	管理課
H20.11.19	第22回日ロ漁業専門家・科学者会議の結果について	漁場資源課
H20.11.19	平成20年度日本海さば類・マアジ・マイワシ・ブリ長期漁況予報	漁場資源課
H20.11.20	第6回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の開催について	管理課
H20.11.21	水産政策審議会第40回資源管理分科会の結果について	漁政課
H20.11.21	「日ソ地先沖合漁業協定」に基づく日ロ漁業委員会第25回会議の開催について	国際課
H20.11.25	大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第16回特別会合(年次会合)の開催について	国際課
H20.11.25	日・モロッコ政府間漁業協議の開催について	国際課
H20.11.27	中国いか釣り漁船の拿捕について	管理課
H20.11.27	水産政策審議会第24回企画部会の結果について	企画課
H20.11.28	北太平洋朔河性魚類委員会 (NPAFC) 第16回年次会議の結果について	国際課・遠洋課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111 (内線6505)
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>